

公示番号：180203

国名：タイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：(科学技術) 世界戦略魚の作出を目指したタイ原産魚介類の家魚化と養魚法の構築プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月中旬から2018年10月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日 | 14日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月7日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

| | |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

| | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
- (計100点)

| | |
|----------|---------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | タイ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

世界の漁業・養殖業生産量は、毎年増加し続けており、2016年には約2億トン（漁業：約9000万トン、養殖：約11000万トン、2017年度水産白書）となっている。世界人口の増加や新興国の経済発展による食生活の変化から、2030年には世界の水産物需要は2億6000万トンに上るとされている（国際連合食糧農業機関）。他方、漁業生産量は、気候変動・環境変化やこれまでの漁業による過剰な漁獲や海洋汚染により、1980年代後半以降横ばい傾向となっており、更なる増加が見込めず、そのため、今後の食料安全保障の観点から養殖生産量の更なる増加が期待されている。

タイ政府は、「Kitchen of the world（世界の台所）」計画¹を打ち出し、食料の増産と輸出産業化を目指しているが、養殖産業においてタイ農業・協同組合省水産局（以下、「タイ水産局」という。）は技術開発を通じ魚介類の増産を進める方針を打ち出している。他方、現在タイを含む東南アジアの国々で養殖されている魚種は、ティラピアやバナメイエビなどの外来種が多く、今後これら外来種の養殖が拡大することで更に生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。また、近年タイ国内にて発生した養殖エビの感染症による多大な経済的被害の経験から、養殖魚の耐病性の強化が大きな課題となっている。

上記背景から、タイ水産局は長期的な視野に立ち既存の外来種に依存することなく、タイ沿岸部に生息する在来魚介類（アジアスズキ、バナナエビ）を外来種²に代わる養殖対象種にするための新たな技術開発を目指している。

かかる状況を踏まえ、タイ政府はタイ水産局を実施機関とし、東京海洋大学（代表機関）等の日本側研究機関との協力³による地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクト（SATREPS）を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

¹タイ国内で農産物や水産物の増産を図り、海外への輸出を促進する政策

²タイで養殖されている主な外来種：バナメイエビ、ティラピア等

³東京海洋大学を代表機関とする日本側研究機関は、2011年～2016年にもSATREPS「次世代の食糧安全保障のための養殖技術研究開発」を実施し、ハタ類などを対象に持続的かつ高品質な魚介類生産に必要な基礎的な養殖技術の開発を行っている。

本業務従事者は、技術協力プロジェクト（SATREPS）の仕組み及び手続を十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員、大学関係者、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続については監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2018 年 8 月中旬～9 月上旬）

- ① 要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を取りまとめる。
- ⑤ PDM 案（和文・英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）、および事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2018 年 9 月中旬～9 月下旬）

- ① JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) タイの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) タイの案件関連分野における開発動向
 - ウ) タイの実施体制（組織・予算・人員）
 - エ) 他ドナーの援助動向及び民間企業の水産・養殖分野にかかる動向
- ④ 調査団及びタイ側関係機関と協議のうえ、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、ミニッツ（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑤ タイ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タイ事務所、大使館等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2018 年 9 月下旬～10 月中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

事前評価表（案）（和文）、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を参考資料として添付し、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理

ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。(見積書に計上してください。)

航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年9月16日～2018年9月29日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括 (JICA)

イ) 研究総括 (国内研究機関)

ウ) 研究企画 (JST)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 研究調整 (JST)

カ) 評価分析 (コンサルタント)

※ウ)、オ) はJST経費による派遣。

③便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8445) にて貸与します。

・要請書

②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上